

広島県告示第七百四十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定によつて、二級河川三津大川水系河川整備基本方針を令和三年七月十九日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦